

新型コロナウイルス感染症拡大が契約に与える影響

令和2年5月14日

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 秋山 絵理子

弁護士 高橋 瑛輝 弁護士 岩城 方臣

弁護士 大澤 武史 弁護士 本行 克哉

第1	はじめに.....	1
第2	契約関係総論.....	2
1	新型コロナウイルスの影響により、契約上の債務を履行できなくなった場合.....	2
(1)	契約に基づく検討.....	2
(2)	契約で定めていない場合 (=民法が適用される場合).....	3
ア	債務不履行に基づく契約解除、損害賠償請求.....	3
イ	危険負担.....	5
ウ	事情変更の原則、信義則・権利濫用の禁止.....	6
2	契約を解除した場合の返金について.....	7
第3	売買契約について.....	7
1	一般的な売買契約について.....	7
(1)	商品が受け取れない場合.....	7
(2)	商品を納品できない場合.....	8
2	下請法が適用される場合について.....	8
(1)	商品が受け取れない場合.....	8
(2)	代金の支払遅延の場合.....	9
(3)	代金の一方的減額の場合.....	9
(4)	報酬の引き下げ要求があった場合.....	10

第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に起因して、工場の稼働停止等による供給品不足等、既存の契約関係に影響を与える事象が発生しています。本稿では、そうした事象から生じる契約上の問題点についてまとめました。なお、賃貸借契約上の問題点に関しては、後日、別稿にてまとめる予定としております。

なお、2020年4月1日に改正民法（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）を言います。以下「改正後民法」といいます。）が施行され

ましたが、その施行日前に締結された契約については、原則として改正前の民法（以下「改正前民法」といいます。）が適用されます（附則第17条、第30条、第32条等）。そこで、本稿においては、改正前民法の適用を前提とし、必要に応じて改正後民法の適用がある場合について言及します。また、具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談いただくようお願いいたします。

第2 契約関係総論

1 新型コロナウイルスの影響により、契約上の債務を履行できなくなった場合

(1) 契約に基づく検討

ア 問題となりうる契約条項

まずは契約上、債務を履行できなかった場合でも一定の要件のもとで責任を負わないという特約が定められているかどうかを確認する必要があります。

当該特約が定められているのであれば、それに応じて契約上の責任の帰趨を検討することになります。すなわち、新型コロナウイルスの影響により生じた債務不履行状態が当該要件をみたす場合には、当事者は当該条項にしたがって債務不履行責任を免れる場合があり、他方、このような要件をみたさない場合、債務不履行責任を免れることはできないこととなります。こうした特約の中で特に問題となることが多いと考えられるのは、不可抗力による債務不履行の場合の責任を減免すること等を定めている不可抗力条項です。当該不可抗力条項があった場合、新型コロナウイルスに起因して生じた事象が不可抗力条項の要件をみたすか問題となります。

なお、不可抗力事由に該当すると判断される場合でも、当該不可抗力条項の効果は契約によって異なり、不可抗力によって生じた債務不履行の免責の範囲が限定的である場合があるため、その効果がどうなっているかを検討することも重要です。

イ 不可抗力条項の要件をみたすか検討する際の注意点

契約に不可抗力条項が存在した場合、まずは新型コロナウイルスの蔓延及びそれに起因して生じた事象（ロックダウン等）が契約上の「不可抗力」に該当するか検討することになります。

一般的に、不可抗力とは、外部からくる事実であって、取引上要求できる注意や予防方法を講じても防止できないものとされていますが¹、

¹ 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法第6版 総則・物権・債権』（日本評論社、2019年）792頁。

一義的な解釈があるわけではないことには注意が必要です。

また、不可抗力条項において、個別の該当事由が限定的に列挙されている場合、例えば「天災、戦争...によって生じた債務不履行については、債務者はその責任を負わない。」と規定され、「感染症の流行」といった個別事由が列挙されていない場合、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたとしても、当該不可抗力条項が直ちに適用されるものではなく、当該規定が準用できるかどうかという解釈問題になってくるものと思われま

す。この点、不可抗力事由として「その他の不可抗力の事由が生じた場合には」などといった包括条項が規定されている場合には、その他の個別該当事由や包括的要件の範囲についての解釈問題として、個別事案に応じた具体的検討が行われることとなります。

また、仮に「不可抗力」に該当する事情が存在するとしても、問題の債務不履行が当該不可抗力に起因して発生しているか（不可抗力と債務不履行との因果関係）の検討も必要となります。このように、契約上不可抗力条項が存在した場合であっても、個別の契約内容に応じて検討を要する事項は多岐にわたります²。

このように、債務者が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を何らかの形で受けているとしても、一概にその債務不履行が不可抗力によると即断することはできず、債務の内容や不履行に至るまでの経緯、債務者の対応状況、地域性なども含め、基本的にはケースバイケースで判断する必要があると考えられます。

なお、本稿では日本法が適用される契約についての言及を行っており、各契約においてどこの法域が準拠法となっているか、条項の確認をする必要があります。

(2) 契約で定めていない場合（＝民法が適用される場合）

契約に不可抗力条項等が存在しない場合には、一般法である民法に基づいて検討することとなります。

ア 債務不履行に基づく契約解除、損害賠償請求

（ア）改正前民法³が適用される場合

改正前民法では、債務不履行による損害賠償請求や契約解除が認め

² 例えば、検討を要する事項としては、(1)不可抗力事由発生に関する相手方への適時の通知、(2)不可抗力条項の適用除外、(3)不可抗力事由発生時における損害軽減義務などが考えられます。

³ 債務不履行の責任及び解除に関する改正後民法の適用については、契約締結時が基準とされています（改正付則17条1項、32条）。

られるためには、当該不履行についての帰責事由が必要とされてきました（過失責任の原則）。帰責事由とは当事者の責めに帰すべき事由であり、不可抗力が存在する場合、通常はこのような意味での帰責事由が認められないと考えられています。

よって、改正後民法施行日（2020年4月1日）より前に締結された契約においては、不可抗力によって債務の履行ができない場合、民法上の債務不履行に基づく損害賠償請求は認められないこととなります。ただし、その債務が金銭債務であった場合は、不可抗力により金銭債務を履行できなかった場合でも遅延損害金の支払義務が生じる点には注意が必要です（419条3項）。

また、民法上の契約解除について、改正後民法施行日前に締結された契約で、不可抗力に基づく債務不履行があった場合には、過失が認められないため、解除が認められないこととなります。

（イ）改正後民法が適用される場合

改正後民法では、契約の解除の要件として、それまで必要とされてきた債務者の帰責事由が不要とされています（541、542条）⁴。そのため、改正後民法施行日以降に締結された契約⁵については、債務不履行が不可抗力などを理由とする場合であっても、契約を解除されてしまうおそれがあることに留意が必要です。

改正前後の民法の規定について、法務省公表の資料に簡潔にまとめられていますので、ご紹介します。

■ 改正後の民法

買主の救済方法	買主に帰責事由あり	双方とも帰責事由なし	売主に帰責事由あり
損害賠償	できない	できない	できる
解除	できない	できる	できる
追完請求	できない	できる	できる
代金減額	できない	できる	できる

※ 赤字が法改正がされた部分

（法務省資料 [<http://www.moj.go.jp/content/001289629.pdf>] より引用抜粋）

このように、改正後民法が適用される場合には当事者に帰責事由がなくても契約解除が認められるため、今後、解除効を含む不可抗力

⁴ 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017年）241頁。

⁵ 改正後民法施行日以降に更新された既存の契約に関しては、改正後民法が適用される可能性がある点にも注意が必要です。

条項を契約において定める重要性が増すと想定されます。

イ 危険負担

(ア) 改正前民法が適用される場合

① 原則

改正前民法では、いずれの当事者の帰責事由なく契約上の一方の債務が履行不能になった場合、原則として反対債務は当然に消滅するとされていました(536条1項。いわゆる危険負担の債務者主義。)

たとえば、イベント等が新型コロナウイルスの感染拡大によって中止になった場合、イベント中止が当事者の帰責事由によらないと判断され、新型コロナウイルスの感染拡大によってイベントを開催する債務が履行不能になったといえる場合には、反対債務である料金の支払債務も消滅することになります。

一般的に履行不能とは、社会通念及び取引通念に従い債務者による履行の実現が期待できない場合をいい、その判断は個別具体的な事情に基づいて行われる⁶ところ、本稿公表時点では、床面積が1,000㎡を超える遊興施設、劇場等、集会・展示施設などの一定の施設については、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき都道府県知事から当該施設の使用制限要請(同法45条2項)が発出されている場合がある一方、同法によらない事実上の要請(協力依頼)にとどまる場合もあるなど、要請の程度にも強弱があるほか、感染拡大状況には相当程度地域差もあることから、一律に、イベント等の開催が合理的に期待できなくなったと判断することは難しく、あくまで個別具体的な判断が必要になると考えられます⁷。

② 特定物に関する物権の設定又は移転を契約の目的とした場合

改正前民法では、例えば特定物⁸の売買契約などの場合に、いずれの当事者の帰責事由なくその物が滅失又は毀損した場合には、反対給付債務は存続するとされています(534条1項。債権者主義。)

たとえば、建物の売買契約について、引き渡し前に当該建物が不可抗力によって滅失・毀損し、売り主の建物引き渡し債務の履行が不能になった場合にも、買い主は依然として反対債務である代金支払債務を負っており、代金を支払わなければならないこととなります。ただし実務上は、契約の成立と同時に目的物の滅失等のリスク

⁶ 奥田昌道『新版 注釈民法(10)II 債権(1) 債権の目的・効力(2)』(有斐閣、2011年)68頁から69頁。

⁷ 例えば、行政機関から違反すると罰則が科されるような中止命令が出されているような場合には、履行不能に該当することになりますが、違反に罰則のない休業要請や休業指示であっても社会通念上履行不能と解する余地はあろうと考えられます。

⁸ 取引の当事者がその物の個性に着目して取引対象とした物をいいます。

が移転するのは不公平であることから、目的物の引き渡し時に危険が移転する旨を契約で定めることが一般的です。

(イ) 改正後民法が適用される場合

改正後民法では、当事者の帰責事由がなく、債務の履行が不能である場合には、反対債務は当然には消滅しませんが、債権者は、反対債務の履行を拒むことができ（536条1項）、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない場合等においては、催告なしに契約の解除をすることができるものとされています（542条1項）。

よって、2020年4月1日以降に締結された契約において、不可抗力による履行不能により債務が消滅した場合、反対給付債務を負う者は、反対給付債務の履行を拒むことができ、場合によっては無催告解除ができることとなります。

改正後民法においても、あくまで個別具体的な判断が必要になることには変わりありませんが、上記のイベントの例では、イベント中止が当事者の帰責事由によらないと判断され、新型コロナウイルスの感染拡大によってイベントを開催する債務やイベントに出演する債務が履行不能になったといえる場合には、各反対債務である会場使用料の支払債務や出演料の支払い債務について履行を拒むことができるとともに、無催告解除が可能となる場合があります。

ウ 事情変更の原則、信義則・権利濫用の禁止

その他、事情変更の原則や、信義則（1条2項）や権利濫用の禁止（1条3項）から契約の帰趨を検討することも考えられます。

事情変更の原則とは、震災や戦争等、契約の締結時には当事者が予見できなかった社会的な事情の変更が生じ、当初の契約内容の履行を強制することが公平に反すると認められる場合に、契約内容の変更や解除を許容するものです。また、信義則とは、契約内容が不当である場合にその効果を否定または修正したりするものであり、権利濫用の禁止とは権利それ自体は否定されないものの、その行使が濫用であると評価される場合に権利行使を制限するものです⁹。

したがって、新型コロナウイルスの感染拡大によるロックダウン等によりあるサービスが当初予定していたとおりに提供できなくなった場面において、これらの法理を用いて契約の解除や履行期の変更を求めることが考えられます。

⁹ 潮見佳男『民法（全）』（有斐閣、2017年）5頁。

2 契約を解除した場合の返金について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止を決定する大会やイベントが増えている中、既に支払われた参加費やチケット代の取り扱いも問題となります。

一般に、参加者都合による解約時のいわゆる「キャンセル料」や違約金を定める契約は実務上よく見られ、事業者間での契約においてはまずその契約が適用されることになるのが原則であり、その解釈や修正については、前述のような事情変更の原則等の適用があり得るか検討されることになります。

一方、消費者と事業者との間の契約（消費者契約）においては、消費者契約法9条1号により、契約の解除に伴う損害賠償の額または違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき「平均的な損害の額」を超える部分は無効とされます。したがって、消費者契約においては、参加者側の都合でキャンセルする場合のイベント違約金について「平均的な額の損害」を超える部分の支払義務が発生しない場合があります。

また、同法10条は、法令中のいわゆる任意規定が適用される場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法1条2項に規定する信義誠実原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効であるとしています。したがって、「イベントが実施できなくなった場合でも参加料を一切返還しない」旨の特約があるような場合でも、消費者契約法10条によりその特約が無効となった場合は、参加料の返金を求めることができます。

第3 売買契約について

1 一般的な売買契約について

(1) 商品が受け取れない場合

新型コロナウイルス感染拡大の影響による受け入れ体制が整わないなどの理由で、買主側に商品を受け取れない事情がある場合、売主側から上述の損害賠償請求や契約解除がなされる可能性があります。また、買主側は受領遅滞（民法413条）に該当し、受領遅滞に基づく責任を負うかも問題となります。

この場合も、まずは契約上にどのような定めがあるかが問題となりますが、判例は、一般的には債権者であることのみを理由に受領義務や協力義務が認められるものではない（つまり、受領できなくても債務不履行に

ならない)との立場を取っています。しかし、契約その他の債権の発生原因や、信義則に基づいて個別に受領義務や協力義務が認められる場合もあり得ます(硫黄鉱石売買契約において、信義則上、買主の引取義務を肯定した最判昭和46・12・16民集25巻9号1472頁)。

よって、受領義務が認められれば、売り主から代金請求及び代金支払義務の遅滞の責任を追及されることになります。

(2) 商品を納品できない場合

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により部品の入手ができないなどの理由で、売り主側に商品が納入できない事情がある場合、まず、売主が債務不履行に基づく損害賠償責任を負うか、買主から契約解除されるかが問題になります。これについては、第2の1で述べたとおり、不可抗力といえるか、売主の責めに帰すべき事由があるといえるかが問題となります。

また、売主の責めに帰すべき事由がないと判断される場合に、反対債務である買主の代金支払義務が消滅するか問題となります。これは危険負担の問題であり、契約上に定めがなければ、第2の1(2)イで述べたとおり、改正前民法では、売主に帰責事由がない場合でかつ履行不能と判断される場合には、原則として当然に代金支払債務も消滅することになります。ただし、取引の対象が特定物の場合には、その物が売主の帰責事由なく滅失又は損傷した場合でも、買主の代金支払義務は消滅しないこととなります。改正後民法では、代金支払債務は消滅しないものの、買主がその履行を拒絶でき、場合によっては契約解除できることとなります。

2 下請法が適用される場合について

契約当事者に下請事業者と親事業者の関係が認められる場合、下請法の適用があります。ここからは、下請法の適用がある場合の取引について検討していきます。

(1) 商品が受け取れない場合

親事業者が商品を受け取れない場合、下請法で禁止されている受領拒否(下請法4条1項1号)に該当するか問題となります。この点、下請法に関する運用基準¹⁰によると、「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面(発注時の取引条件等を明確にする書面)に明記された委託内容と異なる場合等のきわめて限定された場合のみですので、今

¹⁰ 平成28年12月14日公正取引委員会事務総長通達第15号
(<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>)

回の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、「下請事業者の責に帰すべき理由」に該当しないと考えられます。よって、下請事業者側に責任がある場合を除き、親事業者が発注済みの納品を断ることは原則として下請法上禁止されている受領拒否にあたることになるため、親事業者は可能な限り納品を受領する手段を講じる必要があります。もっとも、親事業者が可能な限り納品を受領する手段を講じても客観的にみて納期に受領することが不可能であると認められる場合には、下請事業者と十分に協議を行い、当初定めた納期を相当期間延ばすといった対応も考えられます。この場合、親事業者は、納期を延ばすことになった特別な事情や経緯について事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます¹¹。

一方、下請事業者としては、親事業者から納品を受領を拒否された場合は、①下請法違反を指摘した上で成果物の引き取りを求める、②公正取引委員会に相談・申し立てをして調査や勧告を促すといった手段が考えられます。

なお、経済産業省は、令和2年3月10日付けで親事業者は下請事業者に対し、納期遅れやコスト負担、迅速・柔軟な支払いの実施、発注の取り消し・変更への対応につき「一層の配慮」をするよう要請を出しました¹²。

(2) 代金の支払遅延の場合

親事業者たる発注者による支払遅延の事案ですので、下請法4条1項2号（「下請代金を支払期日の経過後なお支払わないこと」）に違反するかが問題となりますが、下請法適用の一般論からすると、同条に違反するものと考えられます。

下請事業者としては、①下請法違反を指摘した上で代金の支払いを求める、②公正取引委員会に相談・申し立てをして調査や勧告を促すといった手段が考えられますが、取引終了等の不利益の可能性には留意する必要があります。

(3) 代金の一方的減額の場合

発注者による一方的な下請金額の減額の事案ですので、下請法4条1項3号（「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」）に違反するかが問題となります。

¹¹ 東日本大震災に関連する Q&A（公正取引委員会ホームページ）問4 参照
（<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>）。なお、令和2年2月14日付け経済産業省「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」（20200213中第7号）（<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200214011/20200214011-1.pdf>）は、災害発生時における受領拒否や返品など取引上の問題に対する独占禁止法及び下請法における考え方は、新型コロナウイルス感染症に関連する事象に対する基本的な考え方と同様であるとした上で、上記 Q&A を引用しています。

¹² 経済産業省 20200306 中第1号（<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003-1.pdf>）

この点、下請事業者の了解を得ている場合でも、親事業者が下請事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず下請代金を減額すれば、下請法違反となります。また、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多寡を問わず、発注後どの時点で減額しても下請法違反となります。

そして、下請法に関する運用基準によると、かかる「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請代金の減額が認められるのは、下請事業者の給付の内容が発注書面に記載された委託内容と異なる又は下請事業者の給付に瑕疵等があるとして受領拒否や返品ができるような場合に限定されています。

そのため、本設例の発注者の行為は、下請法に違反すると考えられますので、下請事業者としては、①下請法違反を指摘した上で、満額の支払を求める、②公正取引委員会に相談・申立てをして調査や勧告を促す、という手段が考えられます。ただし、取引終了等の不利益の可能性には留意する必要があります。

(4) 報酬の引き下げ要求があった場合

この点、親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価（市場価格や従来取引価格）に比べて著しく低い額を不当に定めることは許されないとされています。そして、買ったときに該当するかどうかは、i) 対価の決定方法（下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど）、ii) 対価の決定内容（差別的であるかどうかなど）、iii) 通常支払われる対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況、iv) 当該給付に必要な原材料等の価格動向などの要素を勘案して総合的に判断することになります。

本設例の発注者の行為について、下請法違反になるかどうかはこれらの事情を勘案して判断することになりますが、仮に違反するという判断になった場合、下請業者としては、①下請法違反を指摘した上で、契約で定めた報酬の支払を求める、②公正取引委員会に相談・申立てをして調査や勧告を促す、という手段が考えられます。

以 上

※本記載事項は、公表時点の情報を前提としています。今後新たな情報、解釈が示される可能性があることにご留意ください。ご不明点、ご疑問点等ございましたら、下記執筆担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士 秋山 絵理子 (akiyama_e@clo.gr.jp)

弁護士 高橋 瑛輝 (takahashi_e@clo.gr.jp)

弁護士 岩城 方臣 (iwaki_ma@clo.gr.jp)

弁護士 大澤 武史 (osawa_t@clo.gr.jp)

弁護士 本行 克哉 (hongyo_k@clo.gr.jp)